

「論文提出による博士」の学位授与日及び学位記交付に関する申合せ

〔令和5年11月28日〕  
博士研究科委員会決定

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における，論文提出による博士（以下「論文博士」という。）の学位授与日及び学位記交付に関しては，次のとおり取り扱うこととする。

1. 論文博士の学位授与日は，東京学芸大学学位規程（昭和42年規程第14号）第31条第1項により博士の学位授与を決定した日とする。
2. 論文博士の学位記交付は，毎年度，課程修了による博士の学位記授与の日に行う。
3. 学位授与日以降は，申請により学位取得証明書を発行することができる。

附 則

この申合せは，令和5年11月29日から施行し，令和5年度に学位を授与される者から適用する。